

別表1 (共通事項)

- ・高木、中木、低木、芝等による緑化であること。
- ・緑化面積は都市緑地法施行規則に基づき算定すること。
- ・プランターによる緑化は容量が 50 リットル以上で、固定等により転倒防止を行うこと。
- また、耐久性があり、植物の生育に支障がないものであること。
- ・植物の生育環境及び管理計画が十分整っていること。
- ・近隣への日照障害、枝葉の越境等周辺環境に悪影響を及ぼさない計画であること。

別表2 (補助の対象となる事業)

項目	対象場所	対象建築物	対象緑化		対象規模	対象工事期間	補助金額	
1	都心部	商業系施設	必須緑化	空地緑化	【敷地面積1,000㎡未満の場合】 ・高木、中木、壁面緑化による緑化面積を10㎡以上とすること 【敷地面積1,000㎡以上の場合】 ・高木、中木、壁面緑化による緑化面積を10㎡以上とすること ・当該敷地の緑化率（必須緑化のみによる算出）を5%以上とすること	申請する会計年度内に補助事業の完了が可能なもの	・次のいずれか少ない額とする。ただし、効果促進緑化については、必須緑化にかかる費用の1/3を上限とする 1) 補助対象経費の1/2 2) 上限3,000万 ※ただし、グリーンボーナスおよび天神ビッグバンボーナス、博多コネクティッドボーナスの認定による容積率緩和を受けたものについては、緑化率10%を超える部分を補助対象経費とする。 ・1敷地1会計年度で項目1から項目5までの組合せの合計 ・材料単価は建設物価（建設物価調査会編）等を参考とし、実施可能な単価とする。 ・労務単価は公共工事設計労務単価表を参考とし、事業実施可能な単価とする。	
2				建物緑化				①壁面緑化 ・視認性が確保された建築物の壁面や前面への緑化 ・建築物の壁面や前面に誘引資材または緑化基盤を設置しておこなうこと ・つる植物の場合、1mあたり3本以上植栽すること
3				②その他緑化				・視認性が確保された建物のバルコニーその他これに類するものへの緑化
4			効果促進緑化	屋内緑化	・公開性が確保された屋内への緑化			・必須緑化の対象規模を満たすこと
5			花壇整備	・視認性が確保された空地への花壇整備				
6	全市域	共同住宅等	ベランダ緑化	・視認性が確保されたベランダその他これに類するものへの緑化 ・プランターや緑化基盤による緑化	・緑化基盤を最低1㎡以上設置すること		・次のいずれか少ない額 1) 補助対象経費の1/2 2) 上限20万	

別表3 (補助金額の考え方)

補助対象経費	補助金限度額
① 緑化に係る基盤整備及び灌水施設の工事費	別表2のとおり
② 緑化に係る基盤整備及び灌水施設に要する材料、土壌並びに樹木等の購入費	
③ 樹木等の植栽費	
④ 前各に掲げる緑化施設の整備に付随する諸経費	諸経費 (①-③の合計の30%以内を上限として、含むことができる)